

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十号

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県都市公園条例施行規則（昭和五十五年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の表中「広島県備北地域事務所」を「広島県北部建設事務所」に、「広島県尾三地域事務所」を「広島県東部建設事務所三原支所」に改める。

別表三その他の場合の使用料²その他の場合の表中

上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が〇・一メートル未満	一メートル一年につき	六〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満		九〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満		一二〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満		二二〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が〇・四メートル以上一メートル未満		五八〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの						外径が一メートル以上		一、一〇〇円

を

上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの			外径が〇・〇七メートル未満	一メートル一年につき	四〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの			外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満		五〇円
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの			外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満		七〇円

外径が 一メートル 以上	外径が 一メートル 以上 一メートル 未満	外径が 〇・七メ ートル以上 一メ ートル未 満	外径が 〇・四メ ートル以上 〇・七 メートル未 満	外径が 〇・三メ ートル以上 〇・四メ ートル未 満	外径が 〇・二メ ートル以上 〇・三メ ートル未 満	外径が 〇・一五 メートル以上 〇・二メ ートル未 満
七八〇円	四〇〇円	二八〇円	一六〇円	一二〇円	九〇円	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。